

令和 2 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第10回定例会 令和 2 年12月 8 日 開 会  
令和 3 年 3 月 1 日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

令和2年12月14日（月曜日）

第10回南三陸町議会定例会会議録

（第5日目）

令和2年12月14日（月曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

會計管理者	三浦 浩 君
總務課長	高橋 一 清 君
企画課長	及川 明 君
企画課震災復興企画調整監	桑原 俊 介 君
管財課長	阿部 彰 君
町民稅務課長	阿部 明 広 君
保健福祉課長	菅原 義 明 君
環境対策課長	佐藤 孝 志 君
農林水産課長	千葉 啓 君
商工觀光課長	佐藤 宏 明 君
建設課長	及川 幸 弘 君
建設課技術參事 (漁港担当)	田中 剛 君
上下水道事業所長	佐藤 正 文 君
歌津綜合支所長	三浦 勝 美 君
南三陸病院事務部事務長	佐藤 和 則 君

教育委員会部局

教 育 長	齊藤 明 君
教育總務課長	阿部 俊 光 君
生涯學習課長	大森 隆 市 君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀 長 恒 君
事務局長	男澤 知 樹 君

---

事務局職員出席者

事務局長	男澤 知 樹
主幹兼總務係長 兼議事調査係長	小野 寛 和

---

議事日程 第5号

令和2年12月14日(月曜日)

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 陳情 2 の 1 2021 年度介護保険法改定に向け介護保険制度の抜本改善を求  
める国への意見書提出を求める陳情書
- 第 3 陳情 10 の 1 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るた  
めの意見書」採択を求める陳情書
- 第 4 陳情 10 の 2 水田農業対策に関する要請書
- 第 5 陳情 10 の 3 農業委員会への女性委員の登用促進について
- 第 6 発議第 6 号 南三陸町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 発議第 7 号 南三陸町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 発議第 8 号 南三陸町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 第 9 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 10 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 11 議案第 119 号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 12 議案第 120 号 南三陸町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正  
する条例制定について
- 第 13 議案第 121 号 南三陸町介護保険条例及び南三陸町後期高齢者医療に関する条例  
の一部を改正する条例制定について
- 第 14 議案第 122 号 南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 第 15 議案第 123 号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 16 議案第 124 号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 17 議案第 125 号 南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関  
する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 18 議案第 126 号 南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強  
化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する  
条例制定について
- 第 19 議案第 127 号 工事請負契約の締結について
- 第 20 議案第 128 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 21 議案第 129 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 22 議案第 130 号 工事請負変更契約の締結について

- 第 2 3 議案第 1 3 1 号 工事請負変更契約の締結について
  - 第 2 4 議案第 1 3 2 号 工事請負変更契約の締結について
  - 第 2 5 議案第 1 3 3 号 工事請負変更契約の締結について
  - 第 2 6 議案第 1 3 4 号 工事請負変更契約の締結について
  - 第 2 7 議案第 1 3 5 号 工事請負変更契約の締結について
  - 第 2 8 議案第 1 3 6 号 工事請負変更契約の締結について
  - 第 2 9 議案第 1 3 7 号 工事請負変更契約の締結について
- 

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 3 まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

この新型コロナウイルスであります、拡大が収まっておりません。特に近くの登米市でも感染が収まらない状況でありますので、どうか皆さん方におかれましては十分気をつけて行動していただきたいと思ひます。

ただいまの出席議員数は15人あります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

遅刻議員、9番今野雄紀君となっております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において13番山内孝樹君、14番後藤清喜君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

ここで町長から発言の申入れがございますので、これを許可いたします。町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは私のほうから一言お話をさせていただきますが、議員の皆さん方には大変御心配をおかけを申し上げました。

ちょっと経緯をお話をさせていただきますが、ちょうど1週間前の7日になります。町外から町の地方創生について御支援をしたいということでおいでになった3名の方がいらっしゃいました。その3名の方と30、40分町長室で私とそれから調整監の桑原君と2人で説明を聞いておりました。そのままお帰りになったわけですが、2日後の9日になりましてどうも3名のうちのお一人の方が陽性が発見されたということでして、どうもその方が前の週の5日にお友達とお会いになって、そのお友達が陽性者だったということで、接触者ということで検査を受けろと言われたのが9日でした。9日に検査を受けましたら陽性という結果が outcome 出まして、結果としてその方が今度はあなたほどなたと接触しましたかということで、私と桑原調整監の名前も出まして、それでは保健所のほうから濃厚接触者とは認められませんが、接触者ということで念のためにPCR検査を受けてくださいということで、11日にPCR検査をドライブスルー形式で受けさせていただきました。翌日に陰性ということになりました。つくづく私思ったのは、その方、実はたまたま私にも随分何回もメールをよこしたので、何で分かったのかなと思ったら、私のFacebookの友達の方でした。そういう関係で大

分もう落ち込んで、本当に申し訳ない、申し訳ないというメールが来まして、気にしないでいいよというメールはしたんですが、いずれそこで一つ確認させていただいたのが、当時7日に来たときに無症状だったんですかというメールをしたんですが、まさしく熱もなければ体調も悪くないし、全く症状はなかったということでした。ですから改めて今感染拡大が続いているというところで、家庭内等含めて感染が拡大していくのは、その無症状の方々から感染が広がっていくというケースが非常に全国で多々多くなっているということでございまして、今回のケースもまさしくそういった無症状の方からそういった接触でなっているということが改めて分かりました。

多分今議長もお話になりましたが、登米市で感染拡大がなかなか止まらないという状況でございますので、登米市等含めて相当数の多分無症状の方々がいらっしゃるのかなと思います。正直これ申し上げまして、体験しまして、正直これは防ぎようがないなと思います。したがって我々がやるべきことはよく自衛隊の方々がそうなんですが、マスクと換気とそれから手洗い、それから消毒と。自衛隊の方々は2時間に1回消毒をするそうですが、そういった対応をいわゆる基本中の基本のことをとにかくやるということしか、我々にとって手だてはないなということを改めて痛感をいたしましたので、これからもマスク、それから手洗い、消毒ということを議員の皆さん方にも十分注意をしながらやっていただければと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上で本当に皆さん方には大変御心配をおかけいたしました。

---

日程第2 陳情2の1 2021年度介護保険法改定に向け介護保険制度の抜本改善を求める国への意見書提出を求める陳情書

○議長（三浦清人君） 日程第2、陳情2の1、2021年度介護保険法改定に向け介護保険制度の抜本改善を求める国への意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

本陳情については、民生教育常任委員会に付託しており、その審査報告が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） おはようございます。それでは説明いたします。

1ページを御覧ください。



民生教育常任委員会に付託された陳情について報告いたします。今事務局長をして説明いたしましたが、再度説明させていただきます。

令和2年3月17日に提出された陳状2の1、2021年度介護保険法改定に向け介護保険制度の抜本改善を求める国への意見書提出を求める陳情について、民生教育常任委員会で付託された陳情は採択すべきものと報告いたします。付託された3月にコロナ感染が始まり、調査の開催もままならず報告が長期となりました。調査の1回目の町からの聞き取りは、社会保険審議会の介護保険制度の見直しの意見書を見ても、提出者のサービスの抑制、負担増の検討中止から介護保険財政の国の負担割合の引上げなどに関しては、まだ検討中との報告があり、当委員会としてもさらなる審査を続けてきました。介護保険法を取り巻く現状は、コロナ感染下の中でも国の財政は厳しいものの、国民の人口減、高齢化の中で早期に陳情の細部の内容を見ても、持続可能な福祉社会を考慮しても、国の改善と取組が欠かせないと判断し、採択すべきものと委員会の決定をいたしました。よろしく申し上げます。

○議長（三浦清人君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。

これより陳情2の1を採決いたします。本陳情書は採択と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本陳情書は採択と決しました。

---

日程第3 陳情10の1 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」採択を求める陳情書

○議長（三浦清人君） 日程第3、陳情10の1、「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」採択を求める陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） お諮りいたします。陳情10の1については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、陳情10の1については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより陳情10の1を採決いたします。本陳情書は採択と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本陳情書は採択と決しました。

---

#### 日程第4 陳情10の2 水田農業対策に関する要請書

○議長（三浦清人君） 日程第4、陳情10の2、水田農業対策に関する要請書を議題といたします。

職員に要請書を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） お諮りいたします。陳情10の2については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、陳情10の2については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。

これより陳情10の2を採決いたします。本陳情書は採択と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本陳情書は採択と決しました。

---

#### 日程第5 陳情10の3 農業委員会への女性委員の登用促進について

○議長（三浦清人君） 日程第5、陳情10の3、農業委員会への女性委員の登用促進についてを議題といたします。

職員に書面を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） お諮りいたします。陳情10の3については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、陳情10の3については委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。

これより陳情10の3を採決いたします。本陳情書は採択と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本陳情書は採択と決しました。

---

日程第6 発議第6号 南三陸町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について

日程第7 発議第7号 南三陸町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第6、発議第6号南三陸町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について、日程第7、発議第7号南三陸町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。以上本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。11番星喜美男君。

○11番（星 喜美男君） ただいま事務局をして朗読のとおりでございます。

次期改選の一般選挙から議員定数を16から13人に削減するものでありまして、それに伴う委員会構成及び一事不再議に係る改正でございます。どうぞよろしく申し上げます。

すみません、最後の一つは余計でした。よろしくお願いします。

○議長（三浦清人君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

初めに発議第6号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより発議第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第7号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。討論を終結いたします。

これより発議第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 発議第8号 南三陸町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

○議長（三浦清人君） 日程第8、発議第8号南三陸町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。11番星喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 先ほどは勇み足で失礼いたしました。一事不再議に係る改正でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これより発議第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三浦清人君） 日程第9、承認第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第4号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、令和2年11月30日付で専決処分を行った南三陸町職員の給与に関する条例及び南三陸町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 承認第4号の細部説明をさせていただきます。

議案参考資料の7ページから10ページまで、新旧対照表を添付しておりますが、ワンペーパーにまとめました資料6ページに添付してございますので、こちらで申し上げたいと思います。

改正理由につきましては、令和2年11月30日に公布された一般職の給与に関する法律の改正に伴いまして、国の制度に準拠して町の一般職の期末手当の支給割合を改正したいためであります。

改正条例は、記載の2本の条例を一括で改正するものでございます。

改正の概要ですが、国の人事院勧告に準じ、本町の一般職の期末手当の年間支給割合を2.6月から0.05月を減じて2.55月に改正するものでございます。現行の期末手当の支給割合は6月期と12月期ともに1.3月で、年額として2.6月の支給となっておりますが、改正条例では令和2年度は6月期を1.3月、12月期を1.25月とし、年間では0.05月減の2.55月となります。また、令和3年度も年間支給率としては同じ2.55月ですが、6月期と12月期の支給割合をどちらも1.275月とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） おはようございます。7番です。

ただいまの説明で減額するという方向で、内容については分かりました。ただこの専決処分にするということなんですけれども、総務省のほうから11月6日付で地方公務員の給与改定等に関する取扱いについてということで、総務副大臣から文書が来ております。その中には、各地方公共団体においては、地方公務員の給与改定等を行うに当たって、別紙閣議決定の趣旨に沿って、特に下記事項に留意の上適切に対処されるよう要請いたします。その中で、別紙のほうなんですけれども、別紙のほうには人事委員会を置いていない市及び町村においては、都道府県人事委員会における公民給与の調査結果等も参考に適切な対応を行うこと。2つ目として、地方公共団体における職員の給与改定の実施は、均衡の原則及び情勢適用の原則にのっとり、国における給与法の改正の措置をもって行うべきものであるとともに、少なくとも期末勤勉手当については、その支給基準日までに対応を図るべきものであること、また給与条例の改正は議会で十分審議の上行うこととし、この地方自治法第179条長の専決処分の規定に該当する場合を除き、専決処分によって行うことのないようにすることということがうたっております。

そうした中、県内を調べてみますと、南三陸町と専決処分したのは利府町でした。利府町は町長がコロナにかかったためということでした。そこで南三陸町、当町はどういったことで専決処分、どういった理由で専決処分するのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議員が今朗読された資料、通知につきましては毎年同じ内容で通知されているもので、原則として考え方の原則を示されているものでございます。

今年度につきましては、今回につきましては、法律の公布がされた日、これが11月30日でございます。その前々々日になります金曜日、参議院で可決いたしましたけれども、法律が実際に公布されて初めて法の効力を持ちますので、実際に国の決定されたものを根拠にするためにはどうしても11月30日以降ということになりますけれども、この規定が適用される、実際に執行されるのがまさにその翌日からという内容でございましたので、これは全く議会を招集する時間的いとまがないということから、そのような方法をとらせていただいております。当町におきましては、この給与の条例、法令にかかわらず、従来から法律等の公布を

根拠として議会にお諮りをしてきておりますので、手続きとしては正規の手続きを踏ませていただきましたので、御理解をいただきたいと思います。

また、町においては利府町さんだけの事例ですが、市としては白石さん、富谷さんも同様の法的根拠に基づいた正式な手続きをとっておられますし、行政事務組合などほかの組合においても正規の手続きをとっているところは多数ございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 正規の手続きをとっているとおっしゃられますけれども、じゃあそのほかの市町村は正規の手続きでないという解釈になるのでしょうか。その辺。このように閣議決定で通達になっているんですから、ほかの自治体のように隣接市町村もそうです、そういったような足並みをそろえるというか、そういうことはしないのでしょうか。これからも。そのために議会があると思われまますけれども、通年議会に今後もしていきますけれども、そういう考えはいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ほかの自治体の正当性みたいところは、そちらの議会の立場もございまして、私からは特に申し上げませんが、南三陸町としてはぎりぎり努力をして議会にかけるための期日に合わせた努力はいたした上で、もうどうしようもない、いとまがない状況だったものですから専決をしております。

今回いろいろこちらでも様々なことを検討したんですけれども、今後のことを考えた場合においても、この根拠とされる国の手続きを待たないで行うことを事例として1つつくってしまいますと、国から通知がよほど遅れて出てくる政令や省令を基にして町の制度をつくっていかねばならないものもございまして。そういったものにも影響が出てきて、いわゆる法的根拠に基づいて法を運用するということが難しくなることとなりますので、町としてはこの法令遵守を第一にして制度を運用してまいりたいというのが基本的な立場でございまして。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。

これより承認第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三浦清人君） 日程第10、承認第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第5号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、令和2年11月30日付で専決処分を行った南三陸町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 承認第5号南三陸町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明をさせていただきます。

議案参考資料の12、13ページに新旧対照表を添付しておりますが、ワンペーパーにまとめたものを11ページに添付してございますので、こちらで申し上げたいと思います。

改正理由につきましては、令和2年11月30日に公布された特別職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、国の制度に準拠して町の特別職の期末手当の支給割合を改正したいためでございます。

改正条例につきましては、記載のとおりでございます。

改正の概要ですが、本町の常勤特別職であります町長、副町長、教育長に係る期末手当の年間支給割合を3.4月から0.05月を減じ3.35月に改正するものでございます。改正条例では、現行の期末手当の支給割合は6月期と12月期どちらも1.7月で、年額として3.4月となっておりますが、改正条例では令和2年度の支給割合を6月期を1.7月、12月期を1.65月とし、年間で0.05月の減額の3.35月の支給となります。また、令和3年度も年間支給率としては同じ3.35月ですが、6月期と12月期の支給割合をどちらも1.675月とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。



○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより承認第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第11 議案第119号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第119号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第119号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令の一部施行に伴い、所要の改正を行うものがあります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは議案第119号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

改正文は議案書の8ページ、新旧対照表は議案関係参考資料の15から17ページまでとなります。議案関係参考資料で御説明をさせていただきますので、14ページをお開きいただきたいと思います。

まず改正の理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、その一部が令和3年1月1日から施行されることに伴いまして、国民健康保険税の軽減に係る所得の基準について所要の整備を行う必要があることから、南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要ですが、国民健康保険税応益割の減額に係る所得の基準について、基礎控除相当部分の基準額を43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えるものがございます。

参考資料に軽減判定所得基準の見直しの具体的な改正内容をまとめております。

今回の改正は、平成30年度の税制改正によりまして、個人住民税の非課税措置の範囲が改正され、給与所得控除等を10万円引き下げ、基礎控除を10万円引き上げる改正が行われていることから、国保税の軽減基準に影響が出ないよう、基礎控除額を33万円から43万円引き上げるとともに、年金給与所得者が2人以上いる世帯への影響をなくすため、給与等の支給を受ける者の数を乗じるという改正を行うものがございます。

参考までに令和2年度の軽減対象なんですけれども、国保世帯2,171世帯のうち軽減を受けている世帯が1,118世帯、51.5%でございます。被保険者数によりますと3,940人のうち1,871人、47.5%が軽減を受けてございます。世帯当たりになりますと、約3万2,000円、1人当たりになりますと約1万9,000円軽減を受けているということでございます。これらの方々が現状と変更の内容に措置するという内容でございます。

3番の施行期日でございますが、令和3年1月1日施行となります。

以上簡単でございますが、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点だけお伺いします。

軽減判定所得なんですけれども、7割軽減、5割軽減、2割軽減、この辺の率、何%いるのか。2割軽減の人が幾ら、5割軽減の人が幾ら、7割軽減の人が幾ら、分かっている範囲で御説明願います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 人数だけで申し上げますと、7割軽減が838人、5割軽減が587人、2割軽減が446人でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この施行は令和3年の1月ということは、次の申告、来年の申告から適用されると思うんですけれども、個人的には軽減になったと、1人1万9,000円ほどの軽減になるということなんですけれども、この税収の全体での申告した場合、43万円の基礎控除、

これになった場合、今年と来年の申告のその差異というものがどのように変わるのか、全体  
でいいです。その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 質問の内容がちょっといまいちよく分からなかったんですけども、所得につきましてはその年その年で皆さん違いますので、どう変わるかというのは明確には申し上げられないんですけども、金額的には平均すると先ほどお話ししたような金額になります。この金額に影響が出ないように基準額を現状に合わせた形に改正するという内容でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。分かりましたか。（「はい」の声あり）ほかに。  
（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第119号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君が着席しております。

---

日程第12 議案第120号 南三陸町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の  
一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第12、議案第120号南三陸町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収  
条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第120号南三陸町分担金等の督促手数料及  
び延滞金徴収条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、所要の改正を行うものであり  
ます。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜  
りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第120号南三陸町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例制定について細部説明を申し上げます。

本件は提案理由にもございましたとおり、地方税法における延滞金の算定方法に係る規定の改正に伴いまして、これに準じております本町の条例において延滞金の算定に用いる特例基準割合の文言について、延滞金特例割合と名称を変更し、税法との整合性を図るものでございます。

議案関係参考資料18ページ御覧願います。

第4条において、現行特例基準割合という文言が延滞金特例基準割合という名称に替えて改正を行うものでございます。この名称変更による条例が持つ意味などにつきましては影響ございません。なお第2号として日割計算の取扱い方法を明確にする規定が追加されてございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） おはようございます。

内容等には変更ないということでしたが、そこで1点伺いたいのは現在というかこのところこういった延滞金というのは、年間幾らぐらい徴収されているのかお分かりでしたら伺っておきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） すみません、手元に具体的な数字の資料を決算書とか持ってきていないんですけれども、恐らく、恐らくで申し上げるべきではないですね。いずれ少額の金額でするので、財政的な影響とか大きなものにはもちろんならないんですけれども、後ほど追ってよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 後ほど。後ほどっていつ。

○総務課長（高橋一清君） 休憩後に御報告をさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

議案第120号の質疑であります。答弁から。会計管理者。

○会計管理者（三浦 浩君） 先ほどの延滞金についてであります。令和元年度の決算で申しますと、一般会計で14万9,875円、国民健康保険会計で27万9,863円、介護保険のが6,900円といった状況でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 手数料をおかけして。一般で14万8,000円、約。国保で27万9,000円、介護のほうで6,900円。そこで再度お伺いしたいのはこういった延滞金のこの考え方なんですけれども、これは徴収するための事務手続きというんですか、そういった費用とそれ以外の部分といいますか、この徴収費用、そういった内訳みたいなのがもしお分かりでしたら、再度もう少し詳しく伺っておきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） ちょっとその内訳という意味がよく分からないんですけども。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 内訳と申しますのは、例えば督促を出す手続きのために、切手とかそういったいろいろな費用がかかるんでしょうけれども、そういった部分だけのこの延滞金なのか、もしくは考え方としてはそのための督促するための事務費というか、そういったところの考えがどのような形なのか。例えば最低限で延滞金を算出しているのか、それともその徴収のための手間というんですか、もうけではないんでしょうけれどもその分上乗せになっているのか、伺っておきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） ちょっと答弁が正しいかどうか分からないんですけども、督促手数料につきましては、納期限に納付できなかった方に送るんですけども、手数料としては100円になります。100円郵送するものですから、どちらかというとなんか手間のほうがかかっているのかなという感じはあると思えます。

延滞金につきましては、納付されてから計算するものですから督促手数料と延滞金は別に考えてもらったほうがいいのかなと思えます。（「はい」の声あり）

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第120号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第121号 南三陸町介護保険条例及び南三陸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第13、議案第121号南三陸町介護保険条例及び南三陸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第121号南三陸町介護保険条例及び南三陸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する規定について整理をしたいため、各関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは議案第121号南三陸町介護保険条例及び南三陸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして細部説明をさせていただきます。

議案書12ページ、議案関係参考資料19ページを御覧ください。

本案の改正につきましては、町長説明にございましたとおり、介護保険料及び後期高齢者医療の保険料に関する督促手数料及び延滞金の取扱いについて整理を図るというものでございまして、具体的に申し上げますと議案関係参考資料19ページの現行の欄を御覧いただければと思いますが、督促手数料や延滞金について細かく規定しているほかに、第3号において町税条例の例によるということで、取扱いの例を町税条例に求めておりますが、本来これら保険料につきましては、いわゆる税外収入でございますので、延滞金につきましてはその取扱いについて、先ほど御決定いただきました分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例に求めるべきというものでございます。

以上簡単ですが、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

議案第121号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第122号 南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第14、議案第122号南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第122号南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、歌津公民館ホールの利用に係る使用料について廃したいため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） おはようございます。

それでは議案第122号南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定について細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の24ページを御覧願います。

本案は、総合支所歌津公民館に隣接する歌津公民館、歌津コミュニティー図書館魚竜の解体に伴う展示資料の移設先として、歌津公民館ホールを改装し、恒久的に魚竜化石等の展示施設として使用したいため、現行の歌津公民館の施設のうちホールの利用に係る使用料を廃し、施設の用途を変更するものであります。

なお、本条例の施行期日は令和3年1月1日としております。

以上簡単ではございますが、細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何件か聞きたいと思います。

魚竜化石の展示場として歌津総合支所のホールを使うという内容ですが、それによって今までホールを使っていた人たち、その稼働というのはどういった状況だったのか。

あと魚竜の化石を展示するということは、一般的ですとそこで南三陸町の産品を販売したりとかそんなことも本当は視野に入れるべきなのかなと思うんですけども、そういった歌津地区の水産品の販売、その辺のものの考え方というのは、あくまでも化石の展示場のスペースとしてあそこを使うという感じの今回の内容でしょうか。その辺お聞きします。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） まず1つ目のホールの稼働状況はということなんですけれども、歌津公民館で例年歌津公民館祭りというのをやっています、その展示施設としてホールを使用しておりますので、ほぼそれ以外は使われていないという状況でございます。ですから例年ですと大体500人弱がその展示会に御来場いただいて、見学をされているという施設でございます。

それから2つ目なんですけれども、現状は当初の予定は魚竜化石、その他関係する資料を展示する予定なんですけれども、そのほかにみなさん館、民間の施設でございますが、そういった施設と連携を図りながらどういう取扱いにするのか検討してまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 歌津総合支所のホールに関しては、入ってすぐに講習会をやったりテーブルがあったりして、ちょっとした打合せに使われる場所だと私は思っていましたけれども、稼働率としてはそんなにないというような今のお話でした。歌津での祭りのイベントがあると、そういった方向で使われているのみで大体500人ぐらいだという今担当課長の話でした。その物販ということをあえて今回の話題にしたんですが、基本的にはみなさん館と一緒にその方向をしていくと。町の動きはそういった形、進め方はそういった形で分かりました。そしてこの魚竜化石の展示に関しては、いつ頃からを予定しているのか。最後にその辺を教えてください。



○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 本条例案を可決いただければ、年明け早々から改修作業に入りまして、年度内にはオープンをしたいと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点お伺いします。

ここのホールがなくなると、先ほど言いましたように文化祭ですね、秋になると公民館祭り、それができなくなる、それに代わる展示場所ですね。どこをみているのか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） ホールのすぐ前に、前というかほぼ同じスペースにマチドマがございますので、そちらのスペースとそれから奥に会議室がございますので、歌津公民館と話をしながらそういったスペースを使いながらやっていくということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 町民の方たちも年1回のそういう展示に向けて、いろいろな趣向を凝らして作り物をしております。作品を考えておりますので、そういう縮小するようなことではなくて、むしろ増やして、場所をそういうふうに増やしていくということを考えていただきたいと思います。高齢者の人たち、そしてこの間も見に行きましたけれども、すごく年々皆さんのを見て自分たちもやりたい、見に行った人がやりたい、作りたいという意欲が湧いておりますので、それを阻害しないような考え方で運営をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） ホールにつきましては、およそ広さ的に80平米、あまり広くないんですけども、議員おっしゃるとおりこれから徐々に増えていくでしょうから、出品作品が。ですからその辺は意を用いて展開したいと考えております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

先ほどの説明では、ホールのところに魚竜の化石を展示するという、そういう説明がありました。そこで以前魚竜館ですと確か有料で展示物を見せていたと記憶するんですけども、今回のこの移設によって魚竜を展示する場合、どれぐらいのレベルというんですか、どういった状況のものを展示するのか。有料に値しないのか、そこのところを伺っておきたいと思っております。1点。

あともう1点は公民館祭りでこれまでホールを使ってきたということですが、そのときに入場料というか使用料は取っていたのか。それと併せてこれまで歌津の公民館のホールを有料で使われた事例とかあれば伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 主にホールに展示する資料につきましては、歌津コミュニティー図書館魚竜に展示してあるウタツサウルスであるとか、アンモナイト、そういったものが中心になるかと思うんですけれども、吉野沢収蔵庫にあるドイツやイタリアのその展示物も含めて展示を考えておまして、料金収入につきましては無料で展示をして御覧いただくと考えております。

それからこれまでの歌津公民館祭り、ホールの利用に関しては主権が公民館でございますので、当然無料で展示をしていたというところでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 先ほどの質問で、これまで有料で使われていたかどうかというそのところが漏れていたようなんですけれども。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） これまで歌津公民館祭り以外は、我々行政側の打合せスペースということで使っておりましたので、有料で貸し出した事例はございません。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 有料で貸し出した事例はないということなんですけれども、でも今回この条例の改正によって、ホールの使用というのはあえて有料にしなくても大丈夫だという、そういうところのことで認識させていただきます。

あともう1点は、魚竜の化石なんですけれども、やはりそれなりのお金は取るぐらいの形の貴重なものですので、そういったレベルまで今後引き上げていけるのかどうか、伺って終わりとします。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 現段階では有料で御覧になっていただくということは考えておりません。例えば公民館、総合支所の職員がその展示資料を目の前で御覧になっていただいて、御来館された方が自由に見学していただくと、見ていただくということを目的としておりますので、有料ですと専属の例えば説明員であるとか、そういった職員が必要ではないかなとも考えますので、ここはあえて人件費をかけずに自由に御覧になっていただくと。しか

しながら展示するものについては、しっかりと展示をして見ていただくというふうに考えておりますので、有料ということは現時点では考えておりません。

○議長（三浦清人君） 6番佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 関連になろうかと思いますが、入谷公民館のことについてちょっと伺っていきたいんですが。入谷公民館、おかげさまで7月29日に開館いたしまして、道路も大分出来上がってきました。そういう中で排水計画ですか、敷地が今度広くなったものですから、排水が多くなったと。そういう形でその計画性と、あと旧公民館の解体の見通しですか。いつ頃になるか。地権者もあるかと思っておりますので、ひとつその辺のやつをどのように考えているか。関連ですが。

○議長（三浦清人君） 1回だけ。管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 入谷公民館のみならず、あの周辺の施設の排水については、今の道路工事等が完了した段階で現地の状況等を確認しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 入谷公民館周辺の排水計画でございますが、今入谷公民館の前ですね、道路整備をさせていただいてございます。それでなかなか上部からの排水もあるということで、なるべく排水を2系統に分散させるということで、公民館の入口上部のあたりで一応今横断側溝を設置いたしまして、左右にうまく排水を分散させるように計画をさせていただいて、今後実施をしております。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 旧入谷公民館の解体について質問ございましたのでお答えさせていただきます。

旧入谷公民館につきましては、これは林業村落センターということで昭和54年に建てられたものでございます。現在補助金の適化法の関係でコンクリート建造物でございますので、耐用年数が50年、しかし現在だとまだ41年か42年というところで、補助金の返還等、今返還にならないように交渉中だというところでございます。ただいづれアスベストで研修室が使えないというところがございますので、来年度当初予算に解体費については計上をさせていただきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第122号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第123号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第15、議案第123号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第123号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、既存の木造住宅の一部について、その供用を廃止したため必要な改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは議案第123号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

議案書の17ページを御覧いただきたいと思います。

今回住宅の一部用途廃止に伴いまして、条令の用語の整理も併せてさせていただくというものでございます。

第3条第1項及び第2項並びに第19条第1項中町営住宅及び共同施設を町営住宅等に改めるものでございます。あと第39条第1項第5号中及び第12条第1項を第12条第1項に改め、第53条中町営住宅及び共同施設を町営住宅等に改めるものでございます。

今回用途廃止をする住宅につきましては、17ページの別表第1ということで、9団地を掲載させていただいてございます。

議案参考資料の25ページをお開きいただきたいと思います。

議案参考資料25ページには、今回一部木造住宅の用途廃止をする9団地の位置図を掲載させていただいてございます。

詳細につきましては26ページをお開きいただきたいと思います。

26ページ町営上の山住宅でございますが、10戸中5戸を廃止するものでございます。

続きまして27ページをお開きいただきたいと思います。

町営大森B住宅でございます。こちらにつきましては22戸中16戸を廃止するというものでございます。

続きまして28ページを御覧ください。

町営桜沢住宅でございます。6戸中2戸を廃止するものでございます。

続きまして29ページをお開きください。

町営林際住宅でございます。4戸中2戸を廃止をするものでございます。

続きまして30ページ、町営林住宅でございます。10戸中4戸を廃止するものでございます。

31ページをお開きください。

町営栢沢住宅でございます。15戸中6戸を廃止するものでございます。

続きまして32ページ、町営名足住宅でございます。15戸中5戸を廃止するものでございます。

33ページをお開きください。

町営峰畑住宅でございます。8戸中3戸を廃止するものでございます。

続きまして34ページをお開きください。

34戸中1戸の木造住宅を廃止をするものでございます。

合計で44戸を今回用途廃止をさせていただくということでございまして、現在874戸の災害公営住宅プラス一般住宅がございますが、44戸用途廃止をするということでございまして、廃止後の管理戸数につきましては830戸となります。

それと続きまして35ページから39ページまでにつきましては新旧対照表を掲載をさせていただいておりますので、御確認をいただければと思います。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。

7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

このぐらいの44戸ですかね。用途廃止するという事なんですけれども、これ今後その場所が、入っている人、入居している人たちも大分年数がたっておりますけれども、今後の見通しとしては解体すると思うんですけれども、その辺の使われ方と今後ここには既存の住宅

がいっぱい復興住宅も含めてありますので、新たな住宅というのは見込めないと思うんですけども、その辺の廃止した後の利用の仕方といいますか、既存の人たちが何年ぐらいまで入ってられるのか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今後の見通しでございますが、今回の用途廃止をしました44戸につきましては順次予算の許す限り解体をしていくという方針でございます。現在入居されている方々につきましても、今後御相談等々させていただきながらできる限り集約等をさせていただき、古い木造住宅につきましては解体をしていきたいと考えてございます。

それと2点目の御質問ですが、この住宅を解体した後のこの土地の用途というお話でございますが、結構借地をしている部分がございます、今後解体しました各9団地につきましては、新たに土地利用計画というよりはお借りしている土地が結構ございますので、それらを順次所有者の方にお返しをしていくという予定でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 現在入居している人たちから、それを買いたいという入居者の人たちから、そういう要望などがあるのかないのか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 入居者の方の御要望というよりは、これは町としての施策ということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 払下げの希望があるのかどうか、気仙沼市さんあたりは住宅の払下げなどがあつたんですけれども、今全部が全部借りているというわけではないと思うんです。そういった中であるのかないのかということです。そういう払下げの希望があるのかないのかと。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回の9団地につきましてはほぼほぼ借地ということでございますので、払下げというのはなかなか難しいというのがございますし、築年数が相当数たつてございまして、一番古いものと昭和35年築でございます。新しいものでも昭和46年ということで、相応の年数がたっております。一般的な木造住宅、公営住宅でいきますと木造ですと公営企業法上の耐用年数といわれるのは22年ということで、もう相当数過ぎてございまして、払下げを希望する方がもしかするといらっしゃるという可能性はゼロではございませ

んが、かなり傷んでございますので、払下げ希望者がいるかというのはちょっと疑問が残るところかなと感じております。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何件か教えてください。町営住宅に入っている方でやっぱり住宅自体が老朽化によって、雨水の漏れとかあと雨水の水が室内に流入とか、そういった問題がある入居者の方から聞きましたが、こういった問題は今年度に当たって何件ぐらいそういった苦情があったのか。あと随分老朽化していると。そういった中で町の町営住宅の今後についての計画として、町営住宅を今後なくしていくような方向にあるのかなと、今の課長の説明と私は聞きましたが、災害公営住宅の入居者が少なくなって、部屋が空いたときに町営住宅からそちらのほうに移りたいんだという、生活環境もいいのでそういった話も聞きますが、そういったことは今後可能となってくるのか、この2点教えてください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず第1点目の御質問ですが、修繕等の件数ということでございますが、大変申し訳ございません。今詳細の資料がちょっと手元にはございませんが、私の記憶でございますが、昨年度ですと災害公営住宅ですね、新しい災害公営住宅の扉とかあとは雨漏り、あとは漏水等々含めまして確か100件程度の修繕等々依頼はあったかと記憶をしております。

それと2点目の御質問ですが、大変申し訳ございません。ちょっと失念してしまいました。もう一度お願いいたします。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 課長、今聞いているのは町営住宅。古い町営住宅に関して雨漏り、あとは雨水の流入、その辺の問題が何件ぐらいあったのか。今年度でも前年度でもいいですので、その数です。災害公営住宅ではなくて、町営住宅の分です。

あと2件目の質問というのは、町営住宅が今後解体され整備されていくような状況の中で、町営住宅から災害公営住宅の入居者がどんどん減ってきたときに、町営住宅から災害公営住宅の入居というのは可能なのか、その辺も町民の方より聞かれたので、今後の対策というか考え方としてこういったものを持ち合わせているのか。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 既存の町営住宅の雨漏りということでございますが、今年度に入りましてからすみません、私がかつと記憶している限りですと雨漏りというのはなかったよ

うに記憶してございます。ただやっぱり住宅自体が老朽化してございますので、水道管の漏水というものにつきましては数件ございます。

それと今後その既存の町営住宅から災害公営住宅へ入居ということでございますが、今後段階的にそれらも踏まえ検討していきたいと。今入居している方ですね、極力そういった方策も踏まえましてお移りをいただいて古い老朽化した住宅のほうは順次解体をしていきたいと考えてございますので、今後の検討課題ということでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 課長が把握していないという形だと思います。私のところには雨漏りがするということで、屋根の修理関係ができないものかという相談もあったし、あと玄関が地面と段差がないので、それで台風19号のような大水が出たときに部屋の中に入るんだと。例えばその対策というのはなかなか私は難しいと思うんです。だからそういった人たちが困って、環境のいい災害公営住宅の空き室に入居することができないかという話でした。今後考えていくという話なんです、今後というのが10年後も今後であるし、15年後も今後だと思うんです。その期間というのは災害公営住宅の状況によって、どんどん入居者が減っていったときに、その数がなかなか再度入居する人がいないというときには、その数字を見極めて入居を考えていくべきだと私は思うんですが。その辺もう一度答弁お願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 住宅の雨漏り等の御相談を議員お受けになっているということでございますが、そういった事例がございましたらぜひ当課のほうに御連絡をいただければ対応させていただきたいと思っております。少なからず御連絡を受けましたそういった町のほうで修繕すべきものについては修繕しているものと考えてございます。

それと既存の町営住宅から災害公営住宅、まさに議員おっしゃるとおり今後その災害公営住宅の空き状況等々見つつ、そういった御希望のある方にはお移りいただけるような方策についても今後検討していきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） あえて課長に言うておきますが、その入居者の方は役場のほうに連絡したんですけども、日曜日とか土曜日とかなかなか対応できる職員がいなかったということで、連絡を取り合って修復したという話も聞いています。迅速な対応で私はいいと思うので、その辺の建設課、担当課の中での意思の疎通、その辺をぜひ図ってもらって、町民が困らない状況をやっぱり建設課には求めたいと思っております。終わります。



○議長（三浦清人君） ほかに。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 一つ確認というか、私てっきり古い災害公営住宅は今後新しく建てる予定もないし、入居者の方が希望があればどんどん新しいところに移ってもらって集約していくという方針だったと思っているんですけども、今の話だと今後検討しますという話なので、何か聞いていた話と違うなと若干思ったんですけども、その辺ちょっと確認させていただきたいんですけども、どうなんですか。むしろどうぞどうぞ移ってという話だったと思っているんですがそうじゃなくなっただけですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変私の答弁がちょっとまずくて御理解いただけなかったようでございますが、まさに議員おっしゃるとおりでございます。細部についてちょっと検討、詰めさせていただきたいということでございますので、御理解をいただければと思います。（「理解しました」の声あり）

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、今回この住宅を解体するというので、そこで伺いたいのはよく退去するときには畳の表替えというんですか、そういったもろもろのことをするように伺っているんですけども、今回こういった解体される場合の事例というか、どのようになるのか簡単に。例えば普通ですと次に入る方たちのために新たに新しくするという、そういう部分があると思うんですけども、そここのところはどのような形になっているのか伺っておきたいと思います。

あともう1点は、先ほど同僚議員も言いましたけれども、残った住宅の今後この用途廃止するときのタイミングというんですか、どういった時点で再度またこういった改正をかけてくるのか、そここのところをお見通しでしたら伺っておきたいと思います。

あともう1点、退去するときのこの町営住宅に入っている方たちの主なこの退去理由というんですか、例えば先ほど言ったように災害公営住宅に移るとか、あとはもしくは何らかの事情で使われなくなるという、そういった理由の主なところをもし課長御存じでしたら伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の退去時の修繕といいますか、畳の表替えとかそういったところかと思いますが、今後のこれら9団地の町営住宅につきましては順次退去される方、も

しくは移転される方ということで、それにつきましては今後ちょっと継続使用する見込みはしてございません。ですので新たな入居者を見込まないという前提でございますので、そういった畳の表替え等ですか、そういったものについてはやっただく必要はないものと考えてございます。

それと住宅退去の理由ということでございますが、これは様々ございましてどちらかのほうに新しく住みかをお求めになってお移りされる方、あとは親族の方のところに同居される方、様々でございますので、ちょっと一概にということにはなりません、いろいろなケースが考えられるということでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） ではその退去するときのいろいろな原状回復ですか、その点に関しては別にしないということなんですけれども、普通次使うときの住宅から移られる方は相変わらず畳を替えたり、いろいろなところで負担があるわけなんですけれども、当然町営住宅に入っている方たちは低所得というんですか、そういった方たちが多いと思うので、あえて確認したいんですけれども、そここのところの公平性の担保というんですか、そういったところはどのように考えているのか伺っておきたいと思えます。

あと残った住宅の今後の廃止するときのタイミングなんですけれども、これも全部今後使用されなくなった時点なのか、もしくは例えばなんですけれども、ほとんど借地だと聞いていましたので、この貸し主の方がその土地を使いたいと、そうなった場合等はどのような対処になるのか伺っておきたいと思えます。

あと退去の理由、いろいろあると思うんですけれども、現在町営住宅、独り暮らしの高齢及びその他の方たちはどれぐらいの割合でいるのか、もしお分かりでしたら伺いたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず退去時の修繕の公平性ということでございますが、これは当町に限らず用途廃止をする部分につきましてはそういった修繕等はやっていただいていないというのが実情かと思えます。公平性ということでございますが、社会通念上今後使用しないものを新たに直してもらおうとか、費用の負担を求めるということは許される範囲かなと考えてございますので、公平性というものにつきましてはある一定の公平性は保たれているのかなと考えてございます。

それとあと残りの住宅の今入居している住居の用途廃止のタイミングということでございま

すが、やはり一応退去が前提ということになるかと思えます。ですのでそういった退去ということですが、先ほどの御質問にもございましたように、新たな災害公営住宅等にお移りをいただくとか、あとは古い中でもなかなか長屋とかということですが、2軒長屋でございますので、1軒空いていても解体するというのはちょっと困難でございます。ですので例えば空いている片方にお移りをいただくとか、そういった今後入居されている方々と御相談等々させていただきながら、早いタイミングで用途廃止、解体という方向に持っていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 最後1点だけ、早いタイミングでという答弁があったんですけども、こちらとしては大体目標みたいなものがありましたら、何年度、今後あと10年以内にするとか、そういった大まかな目標等ありましたら伺っておきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 入居者の方々の御意向もありますので、ちょっと一概に言えない部分はございますが、おおむねということでちょっと御了解をいただきたいと思うんですが、おおむね5年から10年以内ぐらいには何とか用途廃止、解体と。なかなか老朽化してございますので、修繕費も今後かさんでいくということが見込まれますので、具体的に何年というのはちょっとなかなか申し上げづらいところではございますが、早い段階でなるべく用途廃止をして解体をしていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前 1 時 5 7 分 休憩

---

午後 1 時 1 0 分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第123号の質疑を続行いたします。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 休憩前にいろいろ答弁の中で既存の住宅から災害公営住宅への移転計画ですか、話が出ておりました。この際にかなり住宅料金、住宅の使用料がネックになってなかなか町で勧めても移ることができない方々も出てくるのかなど。それらに対する対応をどのように考えていますか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問は既存の木造住宅から仮に災害公営住宅に移った場合という解釈でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり） その場合につきましては、当然その新しい住宅に入るわけですから、料金が当然上がりますと。その場合につきましてはまだ詳細詰め切れていないところはございますが、例えばですが3年ないし5年で段階的に家賃を上げていくとか、そういった方法をとらせていただきたいということで今後ちょっとその検討をさせていただきたいということでございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） このことについて以前前任担当者の答弁によりますと、この類する方々といえますか、そういうなかなか料金の高いところへ移ることが容易でない方々のために、新しい低料金で入ることのできる住宅を建設すべきじゃないかという問いに対して、考える必要があるんじゃないかというような趣旨の答弁があったんですが、そのことは聞いておりますかね。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 経緯を知っているものですから私のほうからお話しさせていただきますが、我々もちょっとこの件を検討していた際に、当然今現行の町営住宅につきましては大分老朽化が進んでいると。その代わり家賃については非常に低廉だということでございましたが、災害公営住宅に移ったときにその家賃がどうなるんだということでいろいろ議論をさせていただきました。当然上がるということになるわけでございますので、今お話になったようにだったら違う場所に、実はもっと具体的に言うと町で造った仮設住宅があつて、そちらのほうを間引きをして、そちらに入ってもらおうかというお話もしたんですが、結果いろいろやっていったんですが、大変その建築費等を含めて高騰になるということがございまして、これはちょっと町の負担になっていく問題ですので、これはちょっと撤回しようということにさせていただいて、あとは最終的には災害公営住宅のほうにお入りいただくと。

いずれ災害公営住宅も御案内のとおり空いていきますので、そこを埋めるということも含めて誘導はそちらのほうにということですが、問題はネックになるのはその料金の問題、家賃の問題になってまいりますので、そこは今庁舎内でもその辺の取扱いの仕方ということについて、十二分に検討しなければいけない。ほかの入居者の皆さん型とのいわゆるバランスの問題とか、いわゆる不公平感の問題等々出てきますので、ここは慎重に検討しようということで、今考えてございますが、いずれこれまでの多分2,000円か3,000円ぐらいでお入りになっている方々がいらっしゃいますので、そこをじゃあどの辺までやるのかということに

については、非常に繰り返しますが慎重に議論しなければいけないなということで、今経緯はそういうことでございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） どちらの気持ちも痛いほど分かるんです。町のほうも、あるいは当事者も今町長が言ったように、2,000円が入っていたものが何万円になるわけですから、大変厳しいところがあるのかなと思いますが、いずれにしてもどちらをとっても厳しいところが一つ大きな山を越えなければならないところがあるようですので、慎重にあまり負担のかからないように進めていってほしいと、そう思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第123号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第124号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第16、議案第124号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第124号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、子ども子育て支援法の一部改正に対応すべく、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは議案第124号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして細部説明をさせていただきます。

議案書20ページ、議案関係参考資料40ページを御覧ください。

本案の改正につきましては、いわゆる第10次地方分権一括法により、地域型保育事業の確認に係る簡素化を目的として改正されました子ども子育て支援法の改正を受けて行うものでございまして、法の改正により条例で規定しております特定地域型保育事業の定義に係る部分について、引用条文の条ずれが発生したことに対応するものでございます。

以上簡単ですが、細部説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第124号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第125号 南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第17、議案第125号南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第125号南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、関係する総務省令の一部改正に伴い、対象とする計画認定期間を延長したいため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは議案第125号南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

改正文は議案書の22ページです。新旧対照表は議案関係参考資料の42から43ページでございます。議案関係参考資料で御説明をさせていただきますので、41ページをお開きいただきたいと思っております。

まず1の改正の理由でございますが、地域再生法第17条の6の地方公共団体等が定める省令の一部を改正する省令の施行に伴いまして、関係する南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正するものでございます。

まずこの条例の概要についてでございますが、東京一極集中の財政と地方の良質な雇用の場を創出するため、三大都市圏の本社機能を有する施設を移転する事業について、知事の認定を受けた事業者が特別償却設備を新設等する場合、固定資産税の課税の特例を受けるというものでございます。

2の改正の概要でございますが、今回の省令改正で知事が認定する期限が令和4年3月31日まで2年間延長となったことから、本条例についても同様の改正を行うほか、文言の整理を行うものでございます。

施行期日は公布の日からといたします。

簡単ですが、以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） また1点だけなんですけれども、この町にこの活力向上地域及びこの対象となっているところがあるかどうか確認させていただきます。

分かっている範囲で御説明願います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 地域は指定されてございますが、対象にはなるんですけれども、なかなか三大都市圏から本社機能を移転するというのはちょっとハードルが高いのかなと感じております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第125号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第126号 南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第18、議案第126号南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第126号南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、関係する総務省令の一部改正に対応すべく、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは議案第126号南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

改正案は議案書の24ページ、新旧対照表は議案関係参考資料の45ページでございます。議案関係参考資料で御説明申し上げますので、44ページをお開きいただきたいと思います。

まず1の改正の理由でございますが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令が令和2年9月16日付で一部改正



されたことから、関係する南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、この条例は地域の特性を生かした高付加価値の事業を創出し、地域の経済を牽引する取組について、固定資産税の課税免除で支援するというものでございますが、法律の規定が第25条から第26条に改正されたことによる条ずれを改正するものでございます。

施行期日は公布の日からとしたいと思っております。

簡単ですが、以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） この参考資料の中にあります対象施設ですね、どれぐらい施設があるのかお聞かせいただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） まずもって計画は知事の認定を受けてからということになりますので、今対象となっている施設は現段階では南三陸町にはございません。今全国的な話としては、昨年までで承認されたものは約1,700社ぐらいございます。3年で2,000社を支援するという目標で1兆円の投資拡大を目指しているという内容でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいま当町にはないと言われましたけれども、今後今現在1,700社ということが全国的に。可能性としてはまだこの町は水産業などをやっているののであるのかなと思われましても、それについて全額固定資産税、全額の免除になるのか、その辺伺いたします。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 事業認定は商工観光課で担当しておりますので、詳しくはそちらのほうになると思うんですけども、対象となる知事の承認を受けたものであれば固定資産税が免除になるという内容でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 仮にこれが導入されたとすると、固定資産税が100%減免になるんですかということです。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは制度の内容なので私のほうから答弁させていただきます。

制度自体はもう既に動いている制度でございまして、今回新しく整備するという制度ではございませんので、もう既に事業としては始まっているという内容でございます。課税に関しては免除ということでございますので、課税にならないという内容になってございます。当然に可能性はどうかという話になりますと、今後の取組の中にどういうふうに支援していくかということも当然あるんですけども、やはり進出される、もしくは取組をされる企業さんがやっぱり活動しやすいという環境づくりがやはりどうしても必要になってくるんだろうなと思っていますので、必要な改正は適時対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第126号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第127号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第19、議案第127号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第127号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和2年度廻館仮設住宅解体工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

先ほど高橋議員に答弁させていただきましたいわゆる低所得層向けの仮設住宅の、実はこの

場所を我々設定をしておりました。しかしながら先ほど申しましたように大変高額になるといふことで断念をしたというのがこの場所になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（三浦清人君） 細部説明。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第127号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

工事の目的、令和2年度廻館仮設住宅解体工事でございます。

契約の方法、制限付き一般競争入札による契約でございます。

契約金額、5,280万円でございます。

4、契約の相手方でございます。山庄建設株式会社でございます。

議案関係参考資料46ページをお開きいただきたいと思います。

工事の場所でございます。志津川字廻館地内でございます。

工事の概要、仮設住宅解体35戸、集会所解体1棟、浄化槽撤去4基、受水槽撤去1基でございます。

それと1枚おめくりをいただきますと、47ページに廻館住宅の配置、位置図を添付をさせていただきます。それと48ページには工事請負仮契約書を添付をさせていただきます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願ひます。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ確認させていただきます。

町長、先ほど答弁あったように、町営住宅として使いたかったという、そういうことで進めたということなんですが、実現しなかったということで分かりました。そこで伺いたいのは、すぐ近くに高校があります。そこで高校の魅力化に取り組む中で、全国募集の計画もあるという、そういう動きもある中で、ちなみにこういった住宅をせつかく戸建てですので残して、生徒の滞在というか宿泊等に活用できれば、よりこの高校の魅力化に寄与すると思うんですけれども、そういう考えはみじんというかなかったのか、それとも今後もし壊さないですれば進められるのか伺いたいと思ひます。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 高校魅力化の全国募集に対応できないかということだと思います。先

ほど町長も言ったんですが、仮設の建物そのものの建築確認が仮設なんです、あくまで。ですから基礎から全部やり直さなければならないということで、結構ちょっと事業費は私も手元に資料がないんですが、思った以上にかかってしまうということで、今検討しているのは志津川高校の分については、いわゆる民間の家庭、あるいはそういう代替として対応できるものということで、別な方法を考えておりますので、これについては話の中ではあったんですが、ちょっと思った以上に金額がかかってしまうということで断念をしたと。そういう経緯がございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今副町長の答弁で、仮設から本設というんですか、普通に使えるような住宅にするには、いろいろ経費というか予算がかかるということで分かったんですけども、ちなみによく新聞報道等で最近は見受けられないんですが、仮設を民間の使いたい方たちに譲るといふか、そのようにして利活用する例も岩手、その他で大分見受けられたんですけども、そこでこういったことは二度とないんでしょうけれども、今後より再度有効利用できるような形での、例えば今回こういった仮設を町で造ったということですけども、ある程度あまり経費がかからない感じで仮設になるような仮設を検討というんですか、していく必要もあると思うんですが、そのところをもう一度伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 新たな仮設ということでございますが、今回の仮設住宅につきましてはある意味この東日本大震災の特例ということでございまして、こんなに長期間にわたり仮設が建築物として認められるという例はまずないかと思えます。やはり建築物を建てようとする、建築基準法にのっとった建物と、当然基礎を回して恒久的な建物ということでございますので、今御質問ございましたような仮設の建物としてということはなかなか難しいのかなと思えます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 再度伺いたいんですけども、仮設をもし仮に検討したということですので、この仮設を本設のように使う場合、新しく建てるのと比べると大体何割ぐらいの経費がかかるのか、もし見積もって検討していたのでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 詳細のちょっと検討の資料等は今手元にはございませんが、まずは基礎をやらなければいけないと。基礎をやる前に水道の配管等々やらなければいけないと。あ

くまで仮設住宅でございますので、なかなかその通常の建物みたいに曳家とか、そういったこともなかなか多分困難だということになりますと、当時その検討した段階での詳細はちょっと存じ上げかねますが、ある意味一度今の仮設を解体をしてまた新たに建て直すということになりますと、ちょっと仮設住宅を建てたとき以上の費用、大体概算ですがちょっと建てたときの費用をすみません、今把握してございませんが、新たに仮設を建てたときの1.8倍から2倍ぐらいの経費がかかるんじゃないかなろうかとは推察されます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 素人目なんですけれども、外から見ると随分立派そうなので簡単に移して基礎を打ってという、そういうことにはやはりいかないのか。せっかく入谷の中学校の前にあった住宅もそうなんですけれども、随分立派そうなのでいろいろな設備もある程度ついているので、何かもったいないという表現もおかしいんですが、よりいろいろな角度から検討して有効活用していく必要があったんじゃないかと思いますが、再度確認させていただいて終わりとします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほどちょっと御答弁申し上げましたとおり、多額の費用がかかるということでございますので、断念せざるを得なかったということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第127号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20 議案第128号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第20、議案第128号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第128号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成31年度町道浪板線外道路災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第128号 工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

契約の目的、平成31年度町道浪板線外道路災害復旧工事でございます。

契約金額、変更前2億4,084万円、変更後1億8,795万5,900円、減額5,288万4,100円でございます。

契約の相手方でございます。佐千代・遠藤特定建設工事共同企業体でございます。

議案参考資料の49ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのほうには工事の主な変更内容として記載をさせていただいてございます。

大きく道路土工、購入土から流用土にしたことに伴う減ということで、2,800万円ほど減ということでございます。地盤改良工法の変更に伴う減ということで、2,400万円の減ということでございます。

内容につきましては1枚おめくりをいただきますと、50ページに図が描いてございます。上段が変更前、下段が変更後の図面でございます。まず下段のほうの左側の緑色の部分でございます。今回地盤改良といたしまして、深層混合工法を予定してございましたが、この緑色ハッチの部分につきましては中層混合で済むと。思ったよりも支持地盤が浅かったということでございます。それとあと赤部分ですね、ナンバー4、ナンバー6につきましては、1枚おめくりいただくと51ページに断面図が掲載してございますが、こちらの範囲につきましても想定的设计深度よりも浅いところで良質な岩盤が出てきたということで、地盤改良につきましても浅い部分で、改良部分が浅くて済んだということでの減額ということでございます。

52ページには工事請負変更仮契約書を添付をさせていただいてございます。

簡単でございますが、以上細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第128号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第21 議案第129号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第21、議案第129号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第129号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和元年度八幡川西側環境整備工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第129号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

工事の目的、令和元年度八幡川西側環境整備工事でございます。

契約金額、変更前2億3,760万円、変更後2億5,216万1,800円、増額1,456万1,800円。

契約の相手方、株式会社田名部組仙台支店南三陸営業所でございます。

議案参考資料の53ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのほうに主な変更内容を記載をしております。

道路土工でございます。土工、切土、盛土数量の減に伴う減額変更でございます。排水構造物でございます。排水構造物の設置、法線の決定に係る施工延長の増に伴う変更というこ

とで、4,200万円増でございます。

1枚おめくりをいただきますと、54ページに土工の変更の見取りを添付をさせていただいてございます。

もう1枚おめくりをいただきますと、55ページに今回新たに計上させていただきます排水構造物886メートルということで資料を添付させていただいてございます。

56ページには工事請負変更仮契約書を添付をさせていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 参考資料の54ページに航空図がありまして、Aエリア、Bエリア、Cエリアとあるということなんですが、それぞれのエリアでこの整備工事が終わった後の利活用の仕方なんですけれども、具体的な目的といいますか、何に使いたい、そういった考えはあるんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 基本的には自然的土地利用ということで、Cエリアの護岸沿い等につきましては従前松原公園ということで、防風林等々ございましたので、河川堤防、あとは海岸防潮堤の付近につきましては松を植えて防風林にすると。それ以外の土地につきましては個人地を除き自然的な土地利用ということで考えてございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 自然的な利用という感じなんですけれども、何か生産活動ができればより経済的に効果があるのかなと思っています。先ほどの議案125号とか126号ですか、固定資産税の特例という条例もありました。こういった条例なども利用しながら企業を三大都市圏からの企業は今のところ来ていないということなんですけれども、そういった企業誘致が本当にしっかりとできているのかどうかちょっと疑問にも思うんですけれども、こういった土地に大手企業に来ていただくというような、そういう誘致活動ですね、インセンティブとかいろいろ与えてはいかがなものかなと思うわけなんですけれども、例えば陸前高田市はワタミさんが農園ですか、アグリファームとかいういい話が聞こえているようです。南三陸町でもこういった土地、企業誘致に積極的に取り組んでいただきたいなと思うんですけれども、そのあたりどんな感じで何か検討されているんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。



○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは私のほうから企業誘致全般ということでお答えをさせていただきます。

本来本年度から本格的に新しく整備された志津川市街地を中心に誘致活動をしようということで取組を昨年度の末ぐらいから準備をして進めてきたというところですが、御存じのとおり今コロナ禍にあって、交渉する相手の企業のほうもなかなか活動が停滞をしているということで、正直なところなかなか前に進めていないという状況でございます。一度にたくさんの間口にお声がけをするというのも手なんですけれども、今後はある程度の絞りをしながら一定のところにお声がけをしながら進めていきたいなと今考えではあるんですけれども、その中でおっしゃるような農業系を扱うような企業が進出できるという可能性も今後探ってまいりたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何件か聞きたいと思います。

このAの地区ですね、昨日見に行ったんですけれども、何も変わっていない状況の中で、この間せせらぎ公園に関して住民の方よりあの場所をどうするんだという話があって、一般質問の中で同僚議員がせせらぎ公園の今後ということで質問して、建設課長が答えていました。せせらぎ公園の岩がたくさんあるので、それを集めて今置いておいて、将来的には散策路、そしてあと植栽を行ってここがせせらぎ公園だったと、八幡町の。そういった形のを整備していくんだと言っていますが、まだAのエリアがどんな形になっていくかちょっと私も分からないので、その辺今現在で持ち合わせているあそこの活用についてお聞きします。

あと気仙沼市の小泉地区、そして小泉川の周辺は当初からトマトのハウス栽培が盛んに行われて、どんどん需要も多く順調な推移を見せて、井関だったかな、農機具会社が参入したという経緯があります。昨今右岸から今度は左岸のほうの前の小泉地区の土地にも新しい企業が参入するという方向で、今動いているそうです。それにひきかえうちの町で企業誘致がなかなか進んでいないような私は気がします。コロナ禍であっても長く続きそうですけれども、コロナが最終的には終息に至ると思うので、その前にいろいろな形の企業誘致、私は町には活動してほしいと思います。やっぱり一番今全国で国民が求めているのは、安全な農作物、その水耕栽培、そういった形のものがこれから需要が高まり、そこには労働の場も出てくると思うんですが、今現在どんな考えを町で持ち合わせているのか。その2点お願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは1点目のAエリアの整備の方法ということについてお答えをしたいと思います。

先ほども答弁させていただきましたとおり、基本的には自然的な土地利用ということでございます。その中でせせらぎ公園につきましては、門柱等々まだ残っておるということもございますし、散策路ですか、散策路等も形状を残しているというところもございますので、せせらぎ公園につきましてはある一定の整備をして、散策といいますか、昔のちょっと面影を感じていただけるような整備ができるのかなど。そのほかのエリアにつきましてはBエリア、Cエリア等も同じでございますが、自然的な利用ということで植栽ということで整備をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 西側のエリアにつきましては、自然的な土地の利用ということを目指してございますので、当然ながら企業活動をしていく上で必要な基盤整備なども当然に必要なようになってくるだろうということも考えておりますので、そういったことも総合的に見ながらおっしゃるような例えば水耕栽培とか農業を扱うような企業が恒常的にやれるような環境ができるのかというのを今後とも検討してまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） Aエリアに関してはせせらぎ公園は本当に一部です。自然的な活用と言いますが、あれを木を植えただけ、植栽をただけでは土地の有効利用とは私は言えないと思います。全てを植栽でもって、そういった自然的な状況に戻すということだけでは、志津川市街地の有効利用には私はなっていないと思うので、せせらぎ公園の跡地以外、まだまだ広いスペースが昨日見に行ったらありましたけれども、本当に何もあの土地の利用に関しては町としては考えていないのか。その辺お願いします。

あと震災直後に入谷地区の上沢地区にも私の先輩が水耕栽培をやったらどうかということで、動いた経緯がありますが、やっぱり地元の私の友人も声がかかったんですが、1億2億というお金を企業から引っ張り出してあそこで水耕栽培をしたいという、そういった構想もあったように聞きます。やっぱりそれを運営する地元の起業家というか、人たちが本気でやらないとなかなかそういった事業化は私はならないと思います。理想と現実は違うと言いますが、やっぱりそういった自分の将来に大きな夢を持ってこういったことをしたいという方の育成、町としての育成、町おこし隊だけではなくて、地元の企業が次の代に大きなそういった事業を整備して続ける環境を今からでもつくっていく、私は必要があると思いますが、

商工観光課長の考え、あと農林水産課のほうでも何かそういった、このエリアではなかなか難しくてもほかに土地が余っている、町の土地。そこに有効活用で何か構想というのはあったら教えてください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問でございます。せせらぎ公園以外の土地と言うことですが、やはりこちらの自然的土地利用ということで、単純に自然的土地利用というお話をさせていただいておりますが、今回西側の環境整備ということで、内水排除ができるような土地づくりというのも兼ねて自然的土地利用という整備の方法をしておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 当課で企業誘致を推進していく上で、いろいろと検討を進めてまいりまして、当然に今人口減少がある中であって、労働力、マンパワーの確保という部分も含めて検討しているというところがございます、どこが駄目だということではないんですけれども、やはり当然に町内の企業さんと競合があるようなところについては、なかなかこれは難しいんだろうなと考えてございます。先ほども申しましたとおり、マンパワーの充足ができるかというところの問題がありまして、そういったところを総合的に見ながら、この町を選んでいただけるようなところにアプローチをしてまいりたいと考えてございますので、実は年度の初めにかけていろいろ何か所かお声がけをしたところもあるんですが、やはりこのコロナ禍の中であって、一旦どうしても停滞せざるを得ないという状況にありましたので、今後そういったところももう一度検討材料に入れながら進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私が言った水耕栽培に関しては、少人数化の中でITの技術を使ってできるだけ人を使わないで農業生産をするというような、今の形にテレビ報道を見るところです。ですから地元の企業と競合すると言いますけれども、地元の企業もそういった大手の企業が来ても負けないぞというぐらいの力を発揮しないと、地元の事業者が結局その競争の中でなかなか大変だからという議論は、やっぱり前には私は進まないと思うので、そういった今こういったことがありますよと。コロナ禍でもとりあえず野菜の栽培とかどンドン今でもやっています。やっぱり衛生面を十分に守りながら。そしてできるだけ人を介在しないような形でそういった設備をしているので、できれば町としても町でしたらば、商工観光課、

そして建設課、そして農林水産課、この辺が情報を持ち寄ってどういった方策があるかということをおは町全体で考える必要があると思います。

あとこのAの地点ですが、建設課長の話をお聞くと、排水路、その辺は必ず防潮堤の内側にあるところにはそれは必要だと思ひますが、それを整備した上で何かあそこでやれないかということで話をしていますが、植栽だけでいいんですかと。自然的利活用だけでいいんですかと。自然的利活用がどういった感じでお南三陸町に利益をおもたらすんですかと。私はそこを言いたいんですけれども、とりあえず自然的活用しか言わないと。それだけでなくて別な形の利用方法というのはまるきり考えなくて、植栽だけという感じですか。有効利用という観点からもう一度お願いします。

○議長（三浦清人君） 困ったときには企画課長。

○企画課長（及川 明君） あくまでも土地の利用計画は、八幡川の西側については先ほど来建設課長が申し上げているとおり自然的な土地利用という位置づけの中で計画をして今回の整備をしているものでして、営利の部分については東側にまだまだ埋めなければならない土地がございますので、まずはそこを中心的に埋めた上で次の議論になるかと思ひますが、確かに自然的土地利用、営利という部分にはつながらないかもしれませんが、心の部分の潤いをお与える空間にはなるのかなと思ひております。

○議長（三浦清人君） ほかに。6番佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 前にここの埋立てのときに排水計画について質問した経緯がありましたので、ちょっとそれに触れたいと思ひます。今回最終的な排水計画だと思ひんですが、Bエリアから国道側に排水路を入れると、そういう形の計画のようでおございます。そのとき県道のほう、志津川登米線のほうの排水はどのようになっているか。現在道路とここのBエリアの埋立てのところ、結構な谷間といひますか、沢になっていますので、その辺について今後利活用するためにもやはり埋立ての高さぐらひに盛土はできたほうが今後管理上いいのではないかなとそのように思ひますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 県道等々と同じぐらひの高さまでは盛ったほうがいいんじゃないかという御提案かと思ひますが、いろいろ中には民地等々ございまして、あとは398号線との接点付近と要は管理境というんですかね。県のほうの398号線との管理エリア等々の関係もございますので、あとは土量の関係ですね、土量の関係もございまして、なかなか谷間を埋めて県道志津川登米線と同じ高さまで埋めるといひるのは、現在のところはちょっと考えてござい

ません。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） ここには志津川登米線とBエリアの盛土した分に民地はないと思うんですが、それをちょっと確認しておきたいなと思います。

それとあとここは前にもいろいろお話ししたんですが、ここは志津川の町の中では2番目に低いところになっているので、一番道の絡みで中瀬町に今回は水がいっぱいたまると、そういう形ですので、たまに大雨が降ると志津川登米線も陥没するような形になっておりますので、排水計画だけはしっかりとってもらいたいと思いますので、その辺のことを期待しております。まず民地ですか、あるかどうかその辺確認しておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） Bエリアの中に民地はございます。それとあと排水計画につきましては今回追加で計上させていただいてございますが、県道の志津川登米線、それと水尻川の河川堤防等々の協議が整いまして、排水経路が確定したということで計上させていただいておるものでございますので、当然ながら内水排除を考慮した排水計画を行ってございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） それでは排水については大丈夫だと、そういう形ですね。民地のほうにも水が乗らないように、ひとつその辺をしっかりと検討して立派なものを造っていただきたいと思います。よろしく願います。以上です。

○議長（三浦清人君） 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子明君） 7番です。私のほうから引き続き内水排溝を今回Bエリアでつけるわけですけども、その下のCエリア、ここも災害のあるたび冠水してどうしようもないエリアでございます。Cエリアですね、それで今回はBエリアなんですけれども、同じところここのやっでありながら片や今語り部などでバスもどんどん来ております。そうした中、こちらだけBエリアだけするということは今後このCエリアもなさないのか、これでは格差がありありと見えるようなんですけれども、今後の計画とどうしてここだけやるのか、その辺御説明願います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） Bエリアだけやるという話ではなくて、Bエリアについては今回その協議等々が整ったので追加をしますということで、既にCエリアにつきましてもAエリアにつきましても協議の整ったところについては排水計画、当然ながらこれは計画してござい

ます。

それと今現状ですね、Cエリアは確かに雨が降りますと水がたまってございます。これは何が原因かといいますと、まだそのはけ口の樋管ができていないと。樋管ができておらずなおかつ県の河川堤防、それと海岸の防潮堤等々の工事の関係上、どうしても雨が降ると排水ポンプ等を設置して排水せざるを得ないという現状でございまして、Cエリアの排水整備を全くしないということではなくて、当然ながらCエリアについても排水計画は行いますし、当然その県の防潮堤、あとは海岸防潮堤、できた暁にはAエリア、Bエリア同様にCエリアについても内水排除ができるという計画をしてございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子明君） 防潮堤ができた後にそれを実施するという見込みでよろしいでしょうか。その辺いつ頃になるという、そういうことは今現段階ではないのでしょうか。あるのでしょうか。いつ頃という見込みですね。その県の防潮堤もいつ頃できるのかということをお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） その辺は県のほうと協議をございまして、今の現段階でのお話ですね、結局は県の防潮堤ができないと一部できないという部分もございまして、今の予定でいきますと令和3年の9月頃には一応完成できるのかなという、今後県さんのほうの防潮堤等々の遅れが生じなければ、9月頃には完成するのかなと見込みを立ててございます。

○議長（三浦清人君） 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子明君） 令和3年の9月頃というのは、県の工事が終わるというんですか。それともその排水の工事ができるということの解釈に。どっちの解釈でしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 防潮堤ができるということはこのエリアの排水が計画どおり流せるのは9月、めどかなと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時09分 休憩

---

午後2時30分 再開

○議長（三浦清人君） それでは再開をいたします。

議案第129号の質疑を続行いたします。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君）　じゃあ何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、参考資料54ページ、一番下のところにクロマツ、シラカシ等のイメージ図として木が植わっているあれがありますけれども、この木は全域に植わるのか、それとも部分的なのか、どういったことの構想になっているのか簡単に伺いたいと思います。

第2点目、次のページ、55ページのこの排水についてなんですけど、この排水溝から川に流れる部分なんですけれども、この図によると一番上のふ化場に近いほうの1カ所に矢印がついていますけれども、この1カ所だけなのか、それとも別にもう1カ所ぐらいあるのか、その点伺いたいと思います。

あと最後1点は、先ほど来同僚議員の質問もあったんですけど、A、B、C各地区、自然的土地利用ということで答弁いろいろあって、大体分かったんですけど、そこで伺いたいのは土地自体民地もモザイク状になっているということなんですけれども、自然を満喫できるような土地利用ということで、例えばなんですけれども、パークゴルフ場みたいなもので将来的活用できないのかどうか、簡単に伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（及川幸弘君）　1点目の御質問、議案参考資料54ページの一番下のシラカシ等ということでございますが、これはイメージということでございまして、今後何らかの事業等々あれば植栽等々やればいいのかということ、一応イメージとして記載をしております。ただ今回の工事では植樹、その他については計画はしてございません。

それと2点目の質問でございますが、Bエリアにつきまして川に流れる箇所がここ1カ所かということでございますが、まさにそのとおりでございます。これは水尻川の二級河川との調整の上、樋管がここにできるということで、そちらの樋管のところまで排水経路を導くものでございます。

それとA、B、Cともパークゴルフ場という3点目でございますが、大変申し訳ございません。パークゴルフ場についてはちょっと当課でお答えできませんので、生涯学習課長のほうでお答えをいただければと思います。

○議長（三浦清人君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君）　現時点においてパークゴルフ場等の整備については考えておりません。

○議長（三浦清人君）　今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） まず1点目なんですけれども、木を植えるということなんですけど、このA、B、C囲まれた祈念公園のエリアには、木の種類としていろいろなものというか、種類が最近はずを植えたりとかなっているわけなんですけれども、今後この各植樹というかするときには、ある程度同一の樹種で固めていくのか、それともいろいろな木を植えて景観を保つのか、その点確認をさせていただきたいと思います。

あと第2点目の排水に関してなんですけれども、私この部分に関しては以前も何かの質疑のときに45号線のところに水がいっぱいたまらんじゃないかという、そういうことも指摘していたんですけれども、それで大水になると45号線の土手というか、この辺りが崩れるんじゃないかという、そういう心配をしている町の人もいるということで、告げていたんですけれども、そこで伺いたいのは先ほど同僚議員も聞いたんですが、排水の箇所をこの1カ所だけで十分な、素人考えではこの45号線沿いの曲がった辺りにも1本排水溝をつけるとより機能が増すんじゃないかと思うんですが、ただこの部分河口に近いので、潮の満ち引きによって影響されるのか、その点もう1本ぐらいつけられないのか、その点確認させていただきます。

あと自然的土地利用ということで、例えば何かの使い道ということでは言いましたけれども、パークゴルフは造る予定がないというか、そういったものでは活用しないという答弁ありました。そこで何か事業をする上においては全体として人口減少が進んでいるこの町にあって、このパークゴルフ等ですと競技人口が結構いっぱい増えているという、もうそういう昨今の事情があるようです。そこで自然的土地利用で確かに心の潤いだけでも大切でしょうけれども、こういった有効な使い方によって生きる活力、そしてなおかつ健康の増進に随分寄与すると思うので、やはり使い道としてはそういったことも十分検討に値すると思うんですが、そこでパークゴルフ場等をもし町で計画するようなときは、どういうシチュエーションのときだったらできるのか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問でございます。Bエリアにもう1カ所ぐらいあったほうがいいんじゃないかという御質問でございますが、これは県の河川、あとは海岸防潮堤工事等々と協議の上、そちらのほうの企画として設けられる場所にとということで、多ければ確かに多いほど安心というのはあるのかとは思いますが、これは県事業との整合をとった上で1カ所ということでございますので、それについては御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） パークゴルフ場等の整備の基準というか、そういったお話につ



いてですけれども、今現在パークゴルフ場等の競技に関する競技場の整備というのは一切考えておられないわけですが、ほかの施設同様これは維持管理経費の問題が非常に大きいということもあるので、平成の森であるとか松原公園であるとか、そういった場所をしっかりと使っていただくということがまず第一であろうと考えております。新たな整備、仮に新たに整備という話になるとすれば、まず条件とすれば体育協会の加盟団体にパークゴルフ協会であるとか、そういったものがしっかりと存在することが一義的には必要かなと思います。しかしながらうちの町ではほぼグラウンドゴルフの関係者が多い、それから町の周りにパークゴルフ場がいろいろなところにてでき始めておりますので、そちらを有効に使っていただくというふうに考えていただければいいと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃあBエリアについての排水なんですけれども、やはりここ多分高校の辺りから降った雨が全部ここにたまるというか、そういう構造になっていると思うんですけれども、そこで県の事業との関わりということでしたが、別に民家がこの部分に建つわけでもないの、この1カ所でいいんでしょうけれども、やはり水を引く上ではもう1カ所ぐらい45号線沿いのこのカーブのところ辺りにあるとより排水が速いんじゃないかと思うんですけれども、そういったところは今後見直せないのか確認させていただきます。

あと自然的土地利用に関しては、課長の答弁ですと予定はないということですが、そこでもし予定する場合にはということで、るる説明あったんですけれども、それではいつまでたっても何も新しい事業等は今の答弁ですとできないような気がしますので、やはりいろいろな全方向というか、のようなところから健康づくり、その他生涯学習、社会教育、検討する必要があると思うんですが、そのところはどうかもう一度だけしつこいようですが伺って終わりとします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） Bエリアに1カ所で大丈夫かと、もう1カ所ぐらいつけられないかというお話でございますが、これは議員も御承知のとおり、これは県の河川災害復旧工事でございます。ですから町のほうで新たにつける云々というのはこれは当然できませんし、県のほうでもその災害復旧事業の中で許せる範囲、要はあとはなおかつ内水排除ができるものということで設置をしてございますので、今この場で町のほうで変える、変えないという議論にはならないということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） そういった前向きな捉え方でないと生涯学習が推進できないというお話ですけれども、生涯学習だからといって全て上げ膳据え膳でやるというのは、これはどうなんだという話で施設整備がなければ生涯学習はなり得ないのかというお話ですけれども、そもそも生涯学習というのはそれぞれ個人が自分の趣味嗜好を凝らして何かに取り組むということですので、その中でもスポーツ振興につきましては、これは様々な競技がありますから、何も順番的に施設があって、その後に競技が追いつくのではなくて、しっかりその競技団体、協議組織がしっかりした上で需要があればその時点で検討していてもいいのではないかなど。まだ雲をつかむような数の競技人口だけでは、大きいパークゴルフ場を造るというのは非常に冒険なのかなと思っておりますので、その辺は御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。これより議案第129号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第22 議案第130号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第22、議案第130号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第130号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度石浜漁港海岸防潮堤設置等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第130号の細部について御説明します。

契約の目的、平成29年度石浜漁港海岸防潮堤設置等工事。

契約金額、変更前 8 億9,097万5,800円、変更後 9 億1,810万6,200円、2,713万400円の増額です。

契約の相手方は宮城県本吉郡南三陸町歌津字港175番地 2、株式会社阿部伊組、代表取締役阿部隆。

議案関係参考資料59ページ、仮契約書を御覧ください。

工事場所は南三陸町歌津石浜漁港内。工期は令和 3 年 3 月 19 日です。

57ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

新規海岸防潮堤について、石浜防潮堤の横引きゲート制作費が詳細設計の結果、500万円の増額、平棚防潮堤の重力式擁壁の支持地盤が設計より深かったことにより600万円の増額など、査定番号6018号石浜臨港道路について陸閘ゲートを横引きからフラップ式に変更したことにより取合い部の施工が不要となり600万円の減額など、以上合計2,700万円の増額です。

58ページは工事平面図です。各施設の位置等を御確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長によります細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点だけお伺いします。

これ3月19日の完成となっていますけれども、これ間違いなく3月で来年度で終わりになるのか。というのはこの地区はワカメの作業が2月から始まるわけですがけれども、その辺を懸念しますと予定どおりここ終わらせるように努力していただきたいんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 現在工期どおり完成の予定でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。

これより議案第130号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦清人君） 議案を上程する前に6番佐藤正明君から退席の申出があり、これを許可いたします。

---

日程第23 議案第131号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第23、議案第131号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第131号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度清水漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第131号の細部について御説明します。

契約の目的、平成29年度清水漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

契約金額、変更前16億6,131万6,900円、変更後16億2,959万8,400円、3,171万8,500円の減額です。

契約の相手方は佐々木・阿部藤特定建設工事共同企業体。代表構成員、宮城県登米市石越町北郷字赤谷2番地3、株式会社佐々木建設、代表取締役社長猪股研。構成員、宮城県本吉郡南三陸町志津川字平井田93番地1、阿部藤建設株式会社、代表取締役藤谷廣司。

議案関係参考資料62ページ、仮契約書を御覧ください。

工事場所は南三陸町志津川、清水漁港内。工期は令和3年3月19日です。

60ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6144号防潮堤について、地盤改良に伴い膨れた土を取り除くために1,000万円の増額、既設防潮堤の取り壊し、撤去数量の変更により1,800万円の減額など、漁業集落防災機能強化事業のうち水産関係用地について、地元の意向で路盤仕上げのままで表層舗装を取りや

めることになり、500万円の減額。その他現地精査による数量の変更など、以上合計3,100万円の減額です。

61ページは工事平面図です。各施設の位置等を御確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） すみません、もう単純なことなのでちょっとお伺いしたいんですが、防潮堤ののり面、そして上部、そして左右の法面を含めて大体このぐらいの幅、これを見ると55.6メートルがその多分底辺から底辺までの長さだと思うんですけども、全ての防潮堤に関してこういった幅広いのり面の防潮堤が必要なのか。その辺だけお聞きします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） まず今回の防潮堤の設計の方針でございますが、基本的にはいわゆる土塁を築いて防潮堤とするということで、幅広く用地が確保できる場合はこの清水漁港のようなタイプが基本になってまいります。用地が十分に確保できない場合、例えば海岸側に重力式擁壁を造り、背面はいわゆる内陸側は土塁構造とする。その次はいわゆるコンクリートの壁を造って、より薄い構造物で対応するというのが基本でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） ほかの防潮堤、いろいろ私も見てくるんですが、ここだけが異常なまでに幅広いという感じを私は受けます。土地の確保も含めてその辺が町でできたということだと思うんですが、国の強靱化計画の中でこういった巨大な防潮堤が全国で今造られているわけなんです、以前のチリ地震津波の形状ですと2、3メートルのものが5.4メートルの高さで造られたという経緯を見たときに、私はその世代で育った人間なので、ここまで強固な防潮堤の建設に関しては、町よりもこういった国の指導とか、そういったものが強いんでしょうか。町の考えとか、それよりも国の建設関係、防潮関係、海関係の整備関係の考え方が色濃いんでしょうか。この辺最後お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今回の東日本大震災はこれまで私ども、土木技術者が想定しておりました以上の津波被害を被っております。したがって国のほうで基本的な方針を定め、すべからくその基準にのっとった形で設計されておるということでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今野です。1点だけ伺いたいと思います。

60ページ、今回の減額の中で一番金額が多いブロックの規格変更について若干伺いたいと思います。本来このブロックというのは規格が何段階かあるんでしょうけれども、何段階ぐらいがあるのか。そしてなおかつよく工事で私聞くんですが、ブロック1個当たりが結構高額というか高い、それなりの金額をしているということを聞いているんですが、もしお答えできるようでしたらこの1個当たり幾らぐらいするのか。いろいろな移動、その他も入るんでしょうけれども、ならして大体防潮堤に1つ埋めるとあれが1個幾らなのか、そしてさらに今回この清水の場合、何個ぐらい使うのか、もし変更のあった部分の個数でもよろしいですので、そしてその1個当たりどれぐらい単価の変更があつて2,400万の今回の計上になったのか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今回清水におきますブロックの規格変更と申しますのは、一般的に設計条件、設計で示されております規格は1個当たりの重量を規定しております。今回は工事請負者から申出がありまして、そのブロックを通常私どもが想定しておりました1個当たり2トンの重量のものを大型化するという請負者から提案がございました。それによりまして結果的に据付け個数が少なくなりました関係で、減額となるものでございます。それから1個当たりの金額でございますが、これは先ほど申しました例えば1個当たり2トンという重量のものと、おおむねコンクリートボリュームといたしましては1立方メートルぐらいを使っておりますが、これはブロックはそれぞれのメーカーが特許ではございませんが、パテントを持っておりますので、そのいわゆる型枠使用料とかそれからコンクリートの金額等々で決まっておりますが、1個当たり例えば2トンぐらいですと大体10万円ぐらいだと承知しております。

○議長（三浦清人君） 技術参事。その変更の理由は何ですか。中身は分かったんですが。その大型化にするというやつね。その理由は。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 理由ですか。変更理由といいますのは、業者からの申出をこちらが了承して、その結果設計で見積もった金額よりも少なく仕上げられるということが判明いたしましたので、減額変更したということでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃあ業者の要請というか、そういったことでしたというのは分かった

んですけれども、そこでちょっと細かいようなんですけれども、例えば大型化することによって、何個減らすことができたんだか、それで今回のこの減額になったのか、そののところが。この場で何個と答えられるのでしたら、そうするとより減額。そこで伺いたいのはこれ全部の部分大型化に変えるのか、それとも貼ったやつがあって途中から大型化にするのか、その点も伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 基本的には大型化というのは全てを対象といたしております。ですから被覆する、ブロックで覆う面積は一緒ですので、1個当たりのその大きさが例えば1.5倍になれば3割減というようなそういうことになります。個数としては3割ぐらい減少するというございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 面積当たりで割ればという、そういう答弁だったんですけれども、やはりこういった議案に出てくるぐらいですので、例えば500個使うのが大型化したので450個しか必要というか、使えば十分覆える、そこで2,400万の減になったと、そういう説明ですと分かりやすいんですけれども。そういった答弁は難しいのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） ただいま御指摘のとおりでございますので、詳細な数量が必要ということでありましたら、お時間をいただきましたら調べます。

○議長（三浦清人君） 根拠がはっきりしていないから。根拠が。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明15日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会いたします。

午後3時03分 延会